

## 第 2 章 会 員

(会員の定義)

- 第 1 条 ① 会則の定めに従って入会し、名簿を協会に登録し所定の会費を納入する者を日本歌謡協会会員（以下会員という）とする。
- ② 会員は正会員・一般会員・特別会員に分類し、各会員の身分立場を次の如く定める。
- 1、正会員 正会員は協会認定の資格保持者、または将来資格取得の希望を持ち、協会の活動に対し積極的に参画し、正会員に科せられた所定の正会員会費を納入するものを正会員とする、正会員を「役員」と称呼することもある。
- 2、一般会員 歌を愛し協会の各活動に対し理解を示し、入会を希望し一般会員会費を納入するものを一般会員とする、一般会員は協会主催の各行事への参加案内・協会機関紙・歌謡指導等が受けられる他、資格認定審査会等への優先参加が認められる。
- 3、特別会員 正副会長・及び顧問は特別会員とし、また第3章・第2条における理事会の議決に基づき、本人了解の上、著名人を名誉会員とする事がある、特別会員及び名誉会員は会費納入の責は負わない。
- ③ 会員には会員証を交付する。
- ④ 第5章による各支部に所属する者も前項の適用を受ける、但し会費の納入については第5章・第2条③項による。